

医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書

外国人が治療や健診を目的に来日する医療ツーリズムについては、我が国が直面する少子高齢化や人口減少社会の中で、持続的な発展を維持するために議論が必要な課題であると考えられるが、明確なルールはほとんどないままである。

今般、病床過剰地域である川崎南部二次保健医療圏において、医療ツーリズム病院の開設が計画されているが、地域の医療資源、特に医療従事者の確保が著しく困難になる中で、医療ツーリズム専用病床の開設が進められると、地域医療に大きな混乱が生じることが危惧される。

医療法においては、都道府県知事や指定都市の市長は病院の開設申請があった時には、営利を目的とする場合を除き、許可することとなっており、病床過剰地域であるなど特に必要がある場合には、都道府県知事が民間医療機関に対して開設の中止や申請病床数の削減を勧告できるが、勧告に従わなかったとしても、保険医療機関の指定が行われただけである。

また、自由診療の新規病床は病床過剰地域にあっても既存病床数に算入され、病床非過剰地域においては、その算入により、本来、地域住民のために追加的に整備すべき病床数が減じることとなり、公的医療保険で入院できる病床の確保が制限されることとなる。

よって、国におかれては、医療ツーリズムが地域医療や保険診療を脅かすことなく健全に発展できるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域医療に影響する病床の開設が無秩序に申請・許可されないようにするため、病床規制に係る医療法の一部改正なども含め、必要な措置を講じること。
- 2 医療ツーリズムについて、国が責任をもって、総合的な観点から国民的コンセンサスを形成し、法令やガイドライン等のルールを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣